

公益社団法人渋川市シルバ－人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人渋川市シルバ－人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 センターの役員は、常勤役員と非常勤役員を問わず無報酬とする。

(費用)

第4条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。ただし、本人の申し出があった場合には、職務の遂行に当たった日の翌月末までに本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支払うことができる。

- 2 費用の額は、別表1により予算の範囲内において支給する。
- 3 渋川市職員並びにセンター事務局職員のうちから選任された役員に対する費用は、支給しない。

(公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等

の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務にかかる費用	1日 2,000円
(2) 役員の管外職務にかかる費用	旅費規程に定める範囲内
(3) その他	実費